

総務省令第三十九号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十条の二十」を「第十条の二十一」に改める。

第一条の九の五を第一条の九の七とし、第一条の九の四を第一条の九の六とし、第一条の九の三の次に次の二条を加える。

（社債等の内容に関する事項）

第一条の九の四 法第二十条の十一の三に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条第二項において同じ。）の顧客番号又は口座番号並びに法第二十条の十一の三に規定する社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。

（株式等の内容に関する事項）

第一条の九の五 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二までに掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年<sup>内閣府</sup>法務省令第五号）第六十二条の規定により振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。次項において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

2 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の同条に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するために当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

第二条に次の四項を加える。

- 5 法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十条第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第一項に規定する同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第一項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。

- 6 法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

7 第五項の規定は、法第三百十七條の二第六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項中「第四十五條の二」とあるのは「第三百十七條の二」と、「第二十四條」とあるのは「第二百九十四條」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定は、法第三百十七條の二第六項の規定による同条第一項の申告書の記載について準用する。この場合において、第六項中「第四十五條の二」とあるのは「第三百十七條の二」と、「道府県民税に関する申告書」とあるのは「申告書」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と読み替えるものとする。

第二條の二第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同条第四項中「(昭和四十年大蔵省令第十一号)」を削り、「第二百三條の五第三項」を「第二百三條の六第三項」に改める。

第二條の三の二の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二條の三の三の見出し中「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同条第一項中「第

四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」を「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」に改め、同項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

第二条の三の三第三項中「扶養親族申告書又は」を「扶養親族等申告書又は」に、「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に、「扶養親族申告書等に記載されるべき」を「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に、「扶養親族申告書等」に記載されるべき」に、「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に、「扶養親族申告書等には」を「扶養親族等申告書等には」に、「扶養親族申告書等に記載すべき」を「扶養親族等申告書等に記載すべき」に改め、同項第一号中「扶養親族申告

書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同項第二号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第五項及び第六項中「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二三条の五第一項」を「第二三条の六第一項」に、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第二項及び第三項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第四五条の三の三第一項第三号及び第三百七条の三の三第一項第三号」を「第四五条の三の三第一項第四号及び第三百七条の三の三第一項第四号」に改め、同項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及

び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

第二条の三の六第二項、第四項から第六項まで及び第八項から第十項までの規定中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の七の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改める。

第三条の三の二の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三条の三の三 法第五十三条第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第五十三条第五十項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十六項の内国法人が、法人

税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

4 法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であること  
を明らかにする書類とする。

5 法第五十三条第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



- 一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号
  - 二 代表者の氏名
  - 三 法第五十三条第五十項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
  - 四 法第五十三条第五十七項の規定の適用をやめようとする理由
  - 五 その他参考となるべき事項
- 第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。
- 第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。
- 第三条の四の三第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。
- 第四条の六の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項の方法)

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

第四条の七の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の二十六第十項及び第十一項の方法)

第四条の七の二 法第七十二条の二十六第十項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改め、同条を第五条の二の三とし、第五条の次に次の二条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第五条の二 法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五条の二の二 法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

2 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十二条の三十二の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

3 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であ

ることを明らかにする書類とする。

4 法第七十二条の三十二の二第八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

三 法第七十二条の三十二の二第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第七十二条の三十二の二第一項の規定の適用をやめようとする理由

五 その他参考となるべき事項

第五条の四第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七条を第六条の九とし、第七条の二を第六条の十とし、第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数)

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された

結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

（福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例）

第七条の二の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た

率を乗じて得た従業者数（その従業者数が同令により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、同令により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法人の事業税の交付額の算定の特例）

第七条の二の三 道府県は、政令第三十五条の四の七の規定により各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わないものとし、当該負数となつた額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものとする。

2 前項の規定は、政令第五十七条の二の七第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

第七条の二の九第二号中「（平成二十年総務省令第二百二十五号）」を削る。

第九条の二第二十二項中「第四号イ及びロ」を「第四号イからハまで」に、「第七項及び第九項」を「第八項、第十一項及び第十二項」に改め、同項の表第七項第二号の項中「第七項第二号」を「第八項第二号」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「第九項第

二号」を「第十一項第二号及び第十二項第二号」に、「当該自動車は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第九項第二号」を「第十一項第二号及び第十二項第二号」に改め、「JCO八モード法」の下に「及びWLTCモード法」を加え、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第十一項第二号</p>	<p>平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及びその旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨</p>
----------------	---	--

第九条の二第二十二項の表第九項第二号の項中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領

」を「燃費評価実施要領」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JCO八モード法」を「その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こ  
と及び当該自動車が平成二十七年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項を同条第  
二十九項とし、同条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第二十項を同条第二十七項とし、同条第十九  
項中「第四百九十九条第一項第五号へ」を「第四百九十九条第一項第六号ホ」に、「当該自動車が平成二十七  
年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」  
に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十八項中「第四百九十九条第一項第五号ホ(1)」を「第四百九  
条第一項第六号ニ(ii)」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十六項中「第  
百四十九条第一項第五号ニ(1)」を「第四百九十九条第一項第六号ニ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十四項と  
し、同条第十五項を削り、同条第十四項中「第四百九十九条第一項第五号ハ」を「第四百九十九条第一項第六  
号ハ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」  
を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23 法第四百九十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務



省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年轻油重量車基準（同号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年轻油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十三項中「第四百四十九条第一項第五号ロ」を「第四百四十九条第一項第六号ロ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年轻油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年轻油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物

及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第十三項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「第四百四十九条第一項第五号イ」を「第四百四十九条第一項第六号イ」に、「細目告示第四十一条第一項第七号」を「旧細目告示第四十一条第一項第七号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第四百四十九条第一項第四号ニ」を「第四百四十九条第一項第四号ホ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一

条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第十一項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の五項を加える。

15 法第四百十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車

窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石

油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車

窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16 法第四百十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

17 法第四百十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

18 法第四百十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第四百十九条第一項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

第九条の二第十項中「第四百十九条第一項第四号ハ」を「第四百十九条第一項第四号ニ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第十項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四百九十九条第一項第四号ロ」を「第四百九十九条第一項第四号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条

第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第九項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四百九十九条第一項第四号イ(1)」を「第四百九十九条第一項第四号イ(1)(ii)」に、「細目告示第四十一条第一項第三号」を「旧細目告示第四十一条第一項第三号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法第四百九十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第七項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の



一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百九十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車」が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「においてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「当該自動車」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四百九十九条第一項第二号」を「第四百九十九条第一項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三十三号)第五条の規定による認定(以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。)を受けたものであること。

第九条の二第三項第二号中「値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四百九十九条第一項第二号」を「第四百九十九条第一項第二号ロ」に、「ものに」を「天然ガス自動車に」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。)」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)」による改正前の細目告示(「に、」細目告示」を「旧細目告示」に、「第四十一条第一項第十一号

」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該自動車の」を「において」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 法第四百九条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

第九条の四第十八項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イに」を「第一号イからハまでに」に、「第二項及び第十項」を「から第三項まで及び第十二項から第十四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「次項第二号及び第十項第二号」を「以下この条」に、「当該自動車」が平成三十二年燃費基準達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「次項第二号及び第十項第二号」を「以下この条」に改め、「JCO八モード法」の下に「及びWLTCモード法」を加え、「こと及び当

該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項の次に次のように加える。

第二項第二号	平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

第九条の四第十八項の表第二項第二号の項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JCO八モード法」を「その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車」を「旨」に、同表第十項第二号の項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、「(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達

成レベルが百十以上百十五未満)」を削り、「当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JCO八モード法」を「その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該自動車平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表に次のように加える。

<p>第十三項第二号</p>	<p>平成三十二年度燃費基準 達成レベルが百十以上百十 未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十四項第二号</p>	<p>平成二十七年度燃費基準 達成レベルが百十以上百十五未満であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

その旨

その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第十八項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第百五十七條第二項第二号ホ」を「第百五十七條第二項第三号ニ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十四項中「第百五十七條第二項第二号ロ」を「第百五十七條第二項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21 法第百五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年轻油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであ

ること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十三項中「第百五十七条第二項第二号イ」を「第百五十七条第二項第三号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第十三項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第百五十七条第二項第一号ハ」を「第百五十七条第二項第一号ホ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第十二項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 法第五十七条第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条



第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18 法第五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十一項中「第一百五十七条第二項第一号ロ」を「第一百五十七条第二項第一号ニ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低

排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第十一項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第十項第二号中「(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)」を削り、「当該自動車は平成二十七年度燃費基

準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「においてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 法第一百五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条

第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一

条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第九項中「第五十七條第一項第二号ホ」を「第五十七條第一項第三号ニ」に、「当該自動車」が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明

らかにされて」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「第百五十七條第一項第二号ロ」を「第百五十七條第一項第三号ロ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法第百五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九條の四第五項中「第百五十七條第一項第二号イ」を「第百五十七條第一項第三号イ」に改め、「要

件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第五項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二百五十七条第一項第一号ニ」を「第二百五十七条第一項第一号ホ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一

条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第四項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 法第五百五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低



排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法第一百五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車

検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第三項中「第百五十七條第一項第一号ハ」を「第百五十七條第一項第一号ニ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第三項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百五十七條第一項第一号ロ」を「第百五十七條第一項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第二項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の四第一項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 法第五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一

条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十条の二の三第二項第二号中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第十条の二の十一を削り、第十条の二の十を第十条の二の十一とする。

第十条の二の九第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改め、同条を第十条の二の十とする。

第十条の二の八第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改め、同条を第十条の二の九とする。

第十条の二の七の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第四十二項後段に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第三百二十一条の八第四十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二 代表者の氏名

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

4 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5 法第三百二十一条の八第五十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二 代表者の氏名

三 法第三百二十一条の八第四十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用をやめようとする理由

五 その他参考となるべき事項

第十五条の九第九項中「第四項及び第六項」を「第五項及び第八項」に改め、同項の表第四項第二号の

項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「第六項第二号」を「第八項第二号」に、「当該軽自動車  
が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の  
」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を  
、「JCO八モード法」の下に「及びWLTCモード法」を加え、「こと及び当該軽自動車平成二十二  
年度燃費基準六十五パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第六項第二号の項中「第六項第二号」  
を「第八項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車平成二十七年燃費  
基準二十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JCO八モード法」を「その旨並びにJCO八モー  
ド法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該軽自動車平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上  
達成車」を「旨」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第  
九項とし、同条第六項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一  
条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低



排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の九第六項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四百四十六条第一項第三号イ(1)」を「第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)」に、「細目告示第四十一条第一項第三号」を「旧細目告示第四十一条第一項第三号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる

値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の九第四項第二号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

第十五条の九第三項中「第四百四十六条第一項第二号」を「第四百四十六条第一項第二号ロ」に、「細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表の二に

掲げる軽自動車については同表の二」を「旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄」に改め、「それぞれ」を削り、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。）を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四百四十六条第一項第二号」を「第四百四十六条第一項第二号ロ」に、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示」に、「細目告示」を「旧細目告示」に、「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されて」を「において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 法第四百四十六条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

第十五条の十一第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第一項第二号中「当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載され

て」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第二項第二号中「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一

条第一項第三号の表のイ又はニに掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十条第一項第三号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第三項第二号中「当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第四項の表第一項第二号の項中「当該軽自動車が平成三十二年燃費基準達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を、「JCO八モード法」の下に「及びWLTCモード法」を加え、「こと及び当該軽自動車が平成二十七年燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第二項第二号の項中「当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JCO八モード法」を「その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準四十

四パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第三項第二号の項中「当該軽自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「JC〇八モード法」を「その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法」に、「こと及び当該軽自動車平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「旨」に改める。

第三十一条の六の二第一項中「地方税関係申告等」の下に「又は特定徴収金の納付若しくは納入」を加える。

附則第三条の二を削り、附則第三条の二の二を附則第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内（当該法人が新たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内）に行わなければならない。

一 その設立の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十三条の二第一項で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一



号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

附則第三条の二の七第二項第三号口中「(昭和二十六年法律第九十八号)」を削る。

附則第四条の九の二の次に次の二条を加える。

(法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価)

第四条の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)

第四条の十一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証(以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。)においてノンステップバスである旨が明らかにされているものとする。

2 法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるも

のは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第四項第一号において「乗合バス」という。） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。） 第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

3 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証においてリフト

付きバスである旨が明らかにされているものとする。

4 法附則第十二条の二の十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 乗合バス 公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

5 法附則第十二条の二の十三第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証において認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものとする。

6 法附則第十二条の二の十三第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）、「衝突被害軽減制御装置」（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

8 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定め

る告示（以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

11 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。

12 法附則第十二条の二の十三第四項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

13 法附則第十二条の二の十三第四項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

14 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両で

ある旨が明らかにされているものとする。

15 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれかを搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

16 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

17 法附則第十二条の二の十三第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 自動車の乗車定員

二 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項第三号、第五項第三号及び第四号、第六項第三号並びに第七項に掲げる自動車（バス等を除く。）にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項において同じ。）

ニ 自動車の乗車定員

18 前項第一号ハ並びに第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができらる。



附則第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の三第一項」に改める。

附則第五条の二第二項から第六項までを次のように改める。

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号

に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる

要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第七項から第十三項までを削り、同条の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の四第一項の運行に相当するもの）

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する法第四百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

（法附則第十二条の五第一項の認定又は評価）

第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第六条第七十七項中「所有する」の下に「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある」を加え、「同項」を「法附則第十五条第四十三項」に改める。

附則第八条の三の三の見出し中「附則第三十条」を「附則第三十条第一項」に改め、同条第一項中「附則第三十条」を「附則第三十条第一項」に改め、「第四項」の下に「及び附則第八条の三の五」を加え、

同条第二項から第四項までの規定中「附則第三十条」を「附則第三十条第一項」に改め、同条を附則第八条の三の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第二項第二号の基準等）

第八条の三の五 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第五項第二号に規定する平成三十二年度燃費基準達成レベル（第五項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第三十条第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル（第六項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる



値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

(法附則第二十九条の九第三項の認定又は評価)

第八条の三の三 法附則第二十九条の九第三項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第八条の三の五及び附則第八条の四において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第八条の四において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第八条の四を次のように改める。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第二十三条を次のように改める。

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又

は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下こ

の条及び次条第一項において同じ。)の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。)附則第五十二条第二項(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。)附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定に

より読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という

。が、法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対



象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車は営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
  - (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
  - (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
  - (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
  - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車の自動車
  - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該

当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

## 二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（(2)から(4)までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（(2)から(4)までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつ

たことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた

ことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称

及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
  - (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
  - (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
  - (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
  - (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
  - (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
  - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
  - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該



当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるものほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する

場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類  
附則に次の二条を加える。

（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称

及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合に

は、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を

受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において

「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原  
子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別  
の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下こ  
の号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場  
合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合  
を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方  
税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定に  
より読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前  
の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受け  
た平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車



ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるものほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適

用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十七条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名

又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるも

のと認めるに際し、法附則第五十七条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項  
二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（(2)から(4)までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三

に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃

止したものを除く。)に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類)

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車(以下この項において「申請軽自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のい



れであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定す

る代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号ニにおいて「登録事項等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類

、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなったことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以

下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等(以下この項において「申請二輪自動車等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区第五項第一号ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項(平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十八条第七項に規定する

他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号ニイからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めらるるに際し、法附則第五十八条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査

記録事項等証明書」という。)であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車(二輪のものに限る。)の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書(当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。)を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるものほ

か、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3 政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第九項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第九項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法



附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が増失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という

。が、法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合）には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車の
  - (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
  - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車の
  - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは

第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことをこれらの規定に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十三条の二第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該

移動させた日を確認するため法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようと

する場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自



自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場)

ロ 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとするこれらの規定に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日  
へ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該

当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十八条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 二輪の小型自動車について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等

証明書」という。)のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの(以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。)及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出

## 日証明書類

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自

動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に

規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受

けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と



## 認める事項

- 二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなったことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）
- 三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類
- 四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特

殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条

第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは

第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

へ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合は、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合

で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所  
の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は  
は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転  
車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車  
等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車持出困難  
区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等  
に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日  
ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等  
に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動  
車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域

内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町

村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむ



を得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、「当該二輪自動車を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出

困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。））、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

第三号様式別表裏面中「1の註添②」を「1のうち、誓約書の添付となる註添①」に改める。

第五号の四様式を次のように改める。

第五号の四様式（別添①）挿入

第五号の五の二様式中「誓約書（添付）の次に」（誓約書の添付）を加え、「又は日本共

字社の支部に対する「寄附金」を「若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）」に改める。

第十六号の四十二様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の四十三様式 (別添②) 挿入

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 (別添③) 挿入

第三十三号の四様式の次に次の一様式を加える。

第三十三号の四の二様式 (別添④) 挿入

第五十五号の七様式備考中「地方団体に対する寄附金」を「地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

（地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条 地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第八条の六十の次に十五条を加える改正規定（同令第九条に係る部分に限る。）中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「第二十一条第一号」を「第十八条第一号」に、「第二十一条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同改正規定（同令第九条の十三第一項に係る部分に限る。）中「とは、」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同改正規定（同令第九条の十三第二項に係る部分に限る。）中「により」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同令第十五条の七の次に七条を加える改正規定（同令第十五条の八に係る部分に限る。）中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「第二十一条第一号」を「第十八条第一号」に、「第二十一条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同令第十六条の見出し及び同条の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条の三十九第一項第七号の二中「第二百二十二条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同項第七号の三中「第二百二十二条第二項」を「第六十条第二項」に改め、同項第七号の四中「第二百五十二条第一項」を「第一百七十七条の十三第一項」に改める。

第一条中地方税法施行規則附則第四条の八の次に二条を加える改正規定（同令附則第四条の九の二に係

る部分に限る。)を次のように改める。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十一年度及び平成三十二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に

第二項					
<p>昼間人口から常住人口</p>	<p>及び次項において同じ。）</p>	<p>常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>	<p>当該人口をいう。以下この項及び次項</p>	<p>国勢調査のうち最近のもの</p>	<p>により前年度末までに</p>
<p>昼間人口から常住人口</p>	<p>特例昼間人口から特例人口</p>	<p>特例人口</p>	<p>て得た人口をいう。以下この項</p>	<p>平成二十二年の国勢調査</p>	<p>により</p>
<p>記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>					
<p>特例昼間人口（</p>					

同項の人口

特例人口

第一条中地方税法施行規則附則第四条の八の次に二条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の見出し中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、「係る」の下に「第九条の二第一項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第一条中地方税法施行規則附則第五条の二の二を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第八条の三の三の見出し中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「自動車検査証」を「第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項において「自動車検査証」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に



改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第八条の三の四を削る。

附則第五条を次のように改める。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第五条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「	7	自動車取得税		
	8	軽油引取税	1	自動車取得税
	9	自動車税	1	軽油引取税
			1	自動車税
				を

「 7 軽油引取税 8 自動車税	1 軽油引取税 1 環境性能割 2 種別割	に改め、同表都道府県の項の欄中
---------------------	-----------------------------	-----------------

「10 鉱区税」を「9 鉱区税」に改め、「11 固定資産税」の項から「15 田法による税」の項までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の目の欄中「1 軽自動車税」を「1 環境性能割」に改め、同表市町村の欄中

「 7 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金
---------------	-------------	-------------

を

2 旧法による自動車取得税  
交付金

「 7 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

2

改め、同表の備考2中

「 7 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金

2 旧法による自動車取得税  
交付金

を

「 7 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

」

「 9 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金

2 旧法による自動車取得税

交付金

」

「 9 環境性能割交付金

	1 環境性能割交付金		
		1 環境性能割交付金	に

改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 9 自動車取得税交付金			
	1 自動車取得税交付金		
	2 旧法による自動車取得税交付金		を

「 9 環境性能割交付金			
	1 環境性能割交付金		に改める。

別記歳入予算に係る節の区分の表款の区分の欄中「四揮発油譲与税令」を「揮揮発油譲与税令」に改める。

(地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正)

第三条 地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(自家用の乗用車の台数の算定)

第六条の二 法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、

第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定並びに附則第八条の規定

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年

総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第四十五

条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七条の

二第五項及び第六項」を「第三百十七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。)及び同表

地方税法施行規則の項の改正規定(「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第

二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第十条の

二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項(これらの規定を第一条において準用する場合

を含む。)」を加える部分に限る。)に限り、平成三十二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、

同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同

令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同条を同令第五条の二の三とし、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一を削り、同令第十条の二の十を同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号ロの改正規定並びに附則第五条の規定及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及



び第三十七項（」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。）に限る。） 平成三十二年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第十条の二の三第二項第二号の改正規定 平成三十四年一月一日

五 第三条の規定 平成四十六年四月一日

六 第一条中地方税法施行規則附則第六条第七十七項の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同様式備考中「（注）特別控除対象寄附金の額」とあるのは、「（注）特別控除対象寄附金の額及び同条第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。附則第七条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第六条第五項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内。以下この条において同じ。)の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額(地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。)のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第七条

の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年法律第三百十六号）による改正後の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される

政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」とする。

2 平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第三項」とする。

4 平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第四項」とする。

第五条 平成三十二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規

定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の五の次に次の一条を加える。

第二十二条の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の二の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従

業者数について準用する。

(地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 平成二十八年地方税法等改正法附則第三十六条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度の前年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「第一百五十一条第二項、第一百五十二条第一項、第一百五十五条第四項、第一百六十五条第一項を「第一百五十一条第四項、第一百六十条第一項及び第二項、第一百六十一条第一項及び第二項、第一百七十三条第一項、第一百七十七条の十一第二項、第一百七十七條の十三第一項、第一百七十七條の十九」に、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七條の二第五項及び第六項」を「第三百十七條の二第五項から第七項まで」に、「及び第三十七項（」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加え、「第四百四十六條第二項、第四百四十七條第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項」を「第四百四十八條第三項、第四百五十四條第一項及び第二項、第四百五十五條第一項及び第二項、第四百六十三條の五第一項、第四百六十三條の十八第二項、第四百六十三條の十九第一項、第四百六十三條の二十五第一項」に改め、同表地方税法施行



令の項中「、第四十二条の四の二第一項」を削り、「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の二十一第一項」に、「第三十四条第九項」を「第三十五条第九項」に改め、同表地方税法施行規則の項中「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第八条の五十一第一項」の下に「、第九条の五」を、「第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を、「第十五条」の下に「、第十五条の二（第一条において準用する場合を含む。）」を加える。